

# 平成27年第2回定例市議会議案 条例等新旧対照表

議案第47号	藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正案	1
議案第48号	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案	2
議案第50号	藤井寺市柏原市学校給食組合格約の変更に関する協議について	
	藤井寺市柏原市学校給食組合格約の一部変更案	4



議案第47号

藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

○藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例（平成16年藤井寺市条例第14号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p><b>第3条</b> この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、<u>本市の区域内に居住地を有する子ども</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p><b>第3条</b> この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている子ども</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>

議案第48号

藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○藤井寺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p><b>第30条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p><b>第30条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(職員)</p> <p><b>第32条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p><b>第32条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(職員)</p> <p><b>第45条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができ</p>	<p>(職員)</p> <p><b>第45条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(職員)</p> <p><b>第48条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p><b>第48条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

議案第50号

藤井寺市柏原市学校給食組合規約の変更に関する協議について

○藤井寺市柏原市学校給食組合規約（昭和45年12月25日許可） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(共同処理する事務)</p> <p><b>第3条</b> 組合は、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第11号に規定する学校給食に関する事務並びに給食調理場の設置及び管理運営に関する事務を共同で処理する。</u></p> <p><u>(組合議員)</u></p> <p><b>第5条</b> 組合の議会議員（以下「組合議員」という。）の定数は、10人とし、関係市ごとの<u>組合議員の数</u>は、次のとおりとする。</p> <p>藤井寺市 5人</p> <p>柏原市 5人</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(教育委員会)</u></p> <p><b>第7条</b> <u>組合の教育委員会の教育長は、関係市の教育委員会の教育長のうちから、管理者が組合の議会の同意を得て任命する。</u></p> <p><u>2 組合の教育委員会の委員は、関係市の教育委員会の教育長又は委員のうちから、管理者が組合の議会の同意を得て任命する。</u></p> <p><u>3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第14条</u></p>	<p>(共同処理する事務)</p> <p><b>第3条</b> 組合は、<u>学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食を行うために必要な給食調理場の設置及び管理運営に関する事務を共同で処理する。</u></p> <p><u>(議会の組織及び議員の選挙の方法)</u></p> <p><b>第5条</b> 組合の議会議員（以下「組合議員」という。）の定数は、10人とし、関係市ごとの<u>議員の数</u>は、次のとおりとする。</p> <p>藤井寺市 5人</p> <p>柏原市 5人</p> <p>2～4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第2項の規約で定める地方公共団体の選挙管理委員会は、<u>藤井寺市選挙管理委員会とする。</u></p> <p>(監査委員)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(経費の支弁の方法)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(監査委員)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(経費の支弁の方法)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>